

【新潟県立教育センター】

地域のネットワークづくり に向けた取組



新潟県立教育センター
教育支援課教員支援班
副参事(指導主事) 辺見 亘

はじめに

1 新潟県の概要

市町村の面積と人口

市町村	面積(km ²)	人口(人)	市町村	面積(km ²)	人口(人)	市町村	面積(km ²)	人口(人)
にいがた 新潟市	726.27	782,405	つばめ 燕市	※110.94	76,396	せいりょう 聖籠町	37.58	14,082
ながおか 長岡市	※891.06	263,436	いといがわ 糸魚川市	※746.24	39,725	やひこ 弥彦村	25.17	7,543
さんじょう 三条市	431.97	93,015	みょうこう 妙高市	445.63	29,676	たがみ 田上町	31.71	10,992
かわざき 柏崎市	442.03	79,724	ごせん 五泉市	※351.91	46,534	あが 阿賀町	952.89	9,583
しばた 新発田市	533.11	93,596	じょうえつ 上越市	973.89	185,280	いづもざき 出雲崎町	44.38	4,027
おぢや 小千谷市	155.19	33,421	あがの 阿賀野市	※192.74	40,045	ゆざわ 湯沢町	※357.29	7,774
かも 加茂市	133.72	24,728	さど 津南町	855.68	50,025	つなん 津南町	170.21	8,742
とおかまち 十日町市	※590.39	48,596	うおぬま 魚沼市	946.76	33,514	かりわ 刈羽村	26.27	4,294
みつけ 見附市	77.91	38,733	みなみうおぬま 南魚沼市	584.55	54,025	せきかわ 関川村	※299.61	4,940
むらかみ 村上市	※1,174.17	55,922	たいない 胎内市	264.89	27,923	あわしまうら 粟島浦村	9.78	343

新潟県全体
(20市6町4村)

全体面積(km²)
12,583.95

全体人口(人)
2,169,039

●※印の数値は、境界の一部未定のため、参考値を示した。

面積(令和3年10月1日現在) 人口(令和4年2月1日現在県推計人口)

はじめに

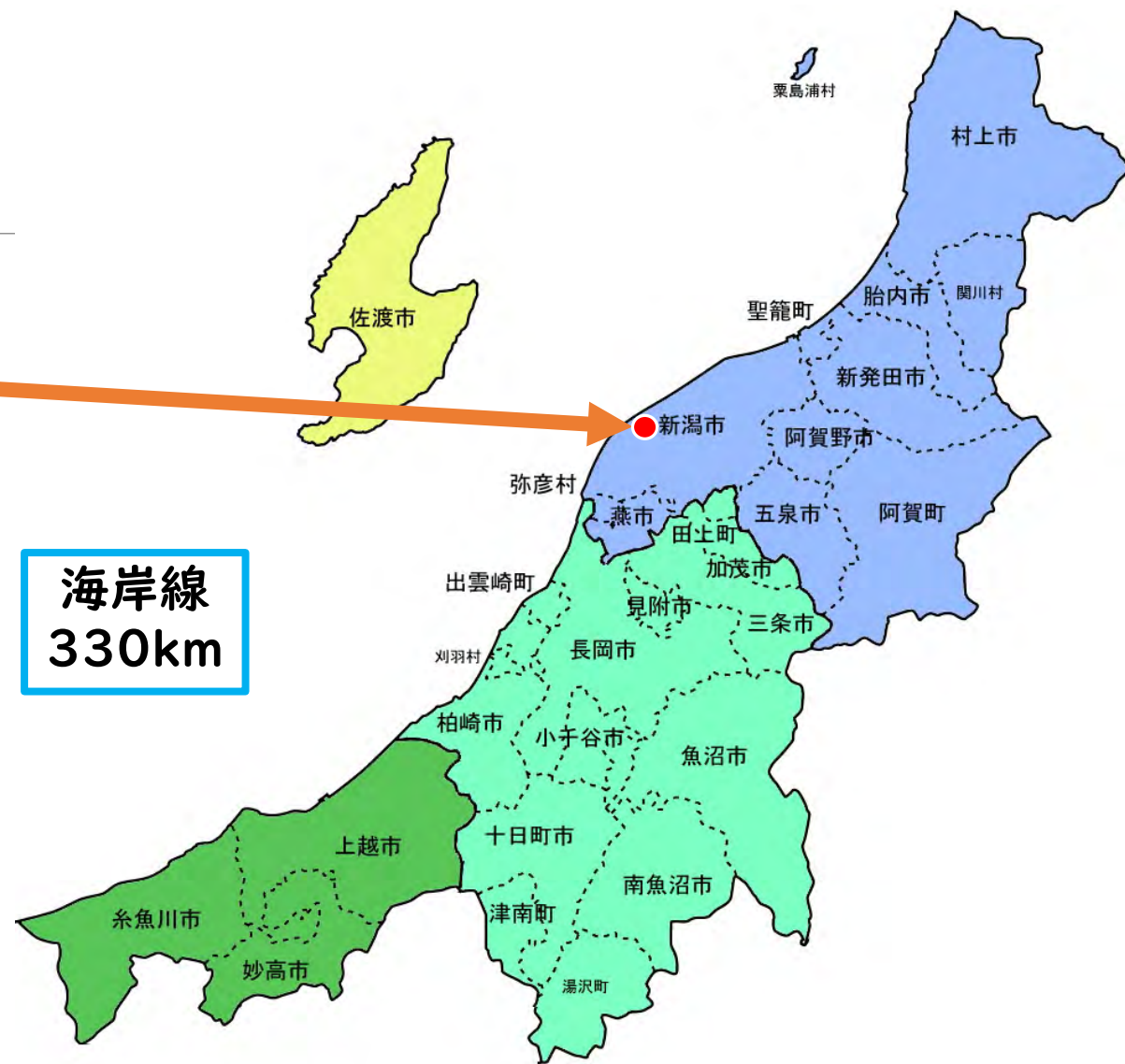
2 所在地

新潟県新潟市西区曾和100番地1

025-263-9013 (特別支援教育担当)

<https://www.nipec.nein.ed.jp/>

学び続ける教師



はじめに



3 特別支援教育担当の概要

(1) 職員構成

- ・副参事(指導主事)1人(義務籍)
- ・指導主事3人(義務籍2人、高校籍1人)

(2) 主な研修講座

- ・新任特別支援学級担任教員研修
- ・通級指導等担当者教員研修
- ・特別支援教育コーディネーター研修
- ・発達障害の理解と対応講座
- ・障害のある子どもの学びを広げるICT活用講座(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱)

教師の学びを子どもの未来へ
新潟県立教育センター
Niigata Prefectural Education Center

TOP センターについて 研修・講座一覧 調査・研究 各種支援活動

研修について
研修受付
これから受講される方へ
研修を修了された方へ
諸届け様式

新型コロナウイルス対策
健康観察用紙はこちらからダウンロードできます【教職員】(PDF, 486KB)
新型コロナウイルス感染症に関連する児童生徒の心のケアについて (PDF, 194KB)
不安や悩みなどについて相談できます【保護者・児童生徒・教職員】(PDF, 783KB)

令和4年度 教員研修案内

電話相談・来所相談
教育フォーラム

小学校・中学校・高等学校
特別支援学校

幼稚園・幼稚園型
認定こども園

教員研修の追加募集

相談支援業務



1 目的

言語や身体の発達状況や行動に関すること、見え方、聞こえ方に関する心配ごと等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒についての様々な相談を通じて、要支援の状態を把握し、必要な情報や具体的な支援方法を提供する。

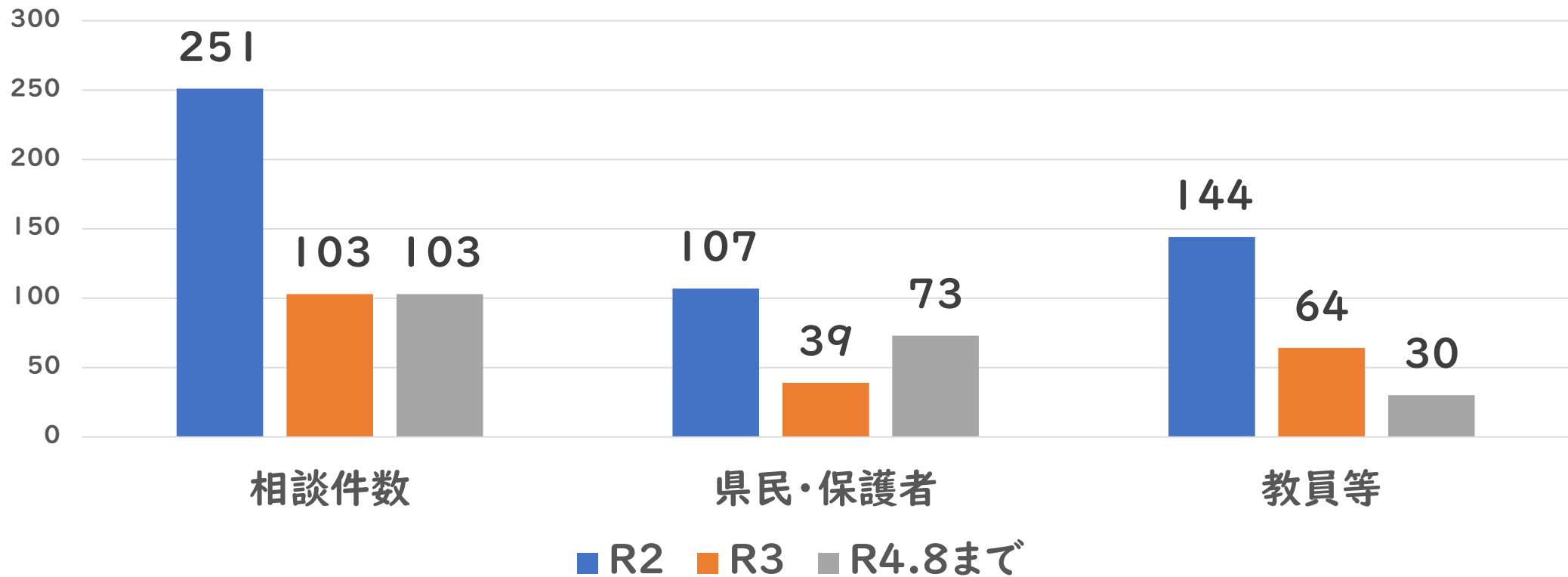
2 相談方法

- (1) 電話相談
- (2) 来所相談
- (3) 出前教育相談

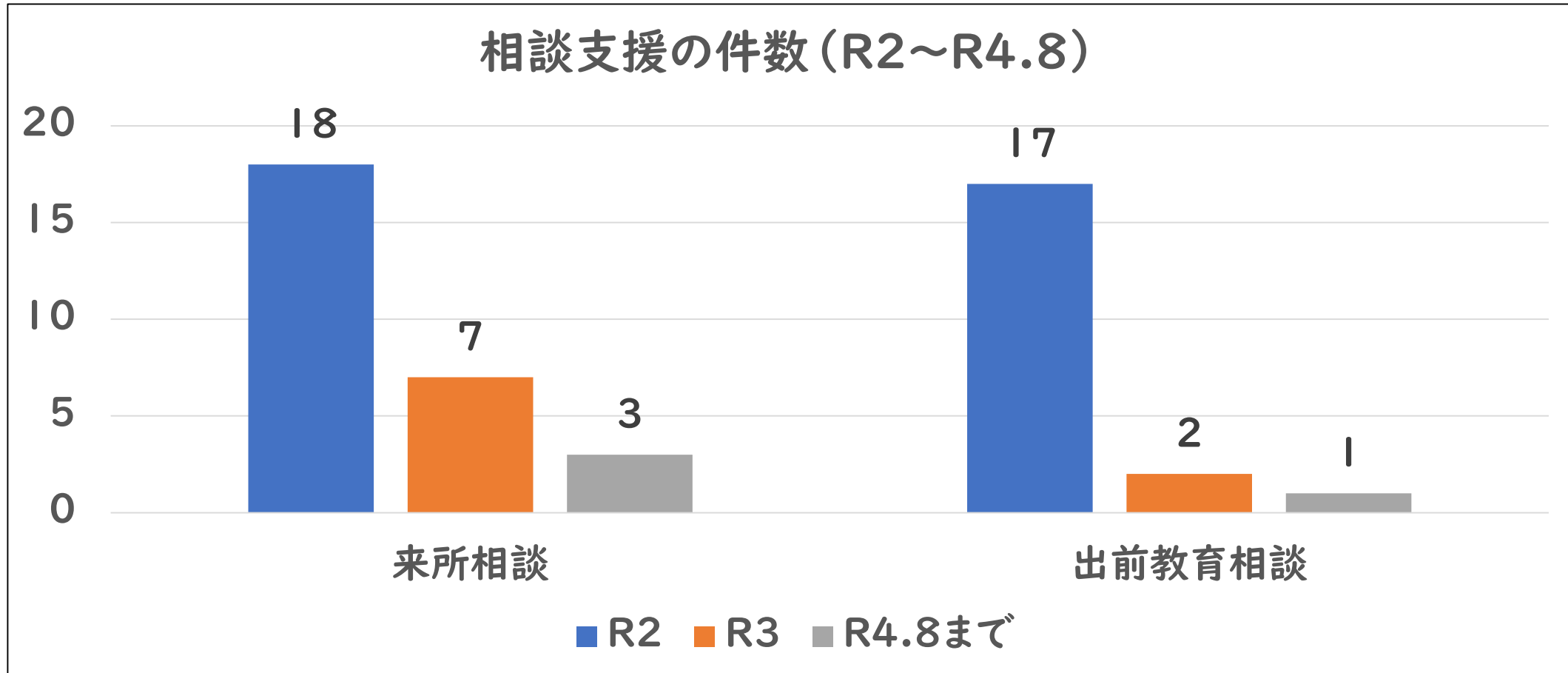
相談支援の結果



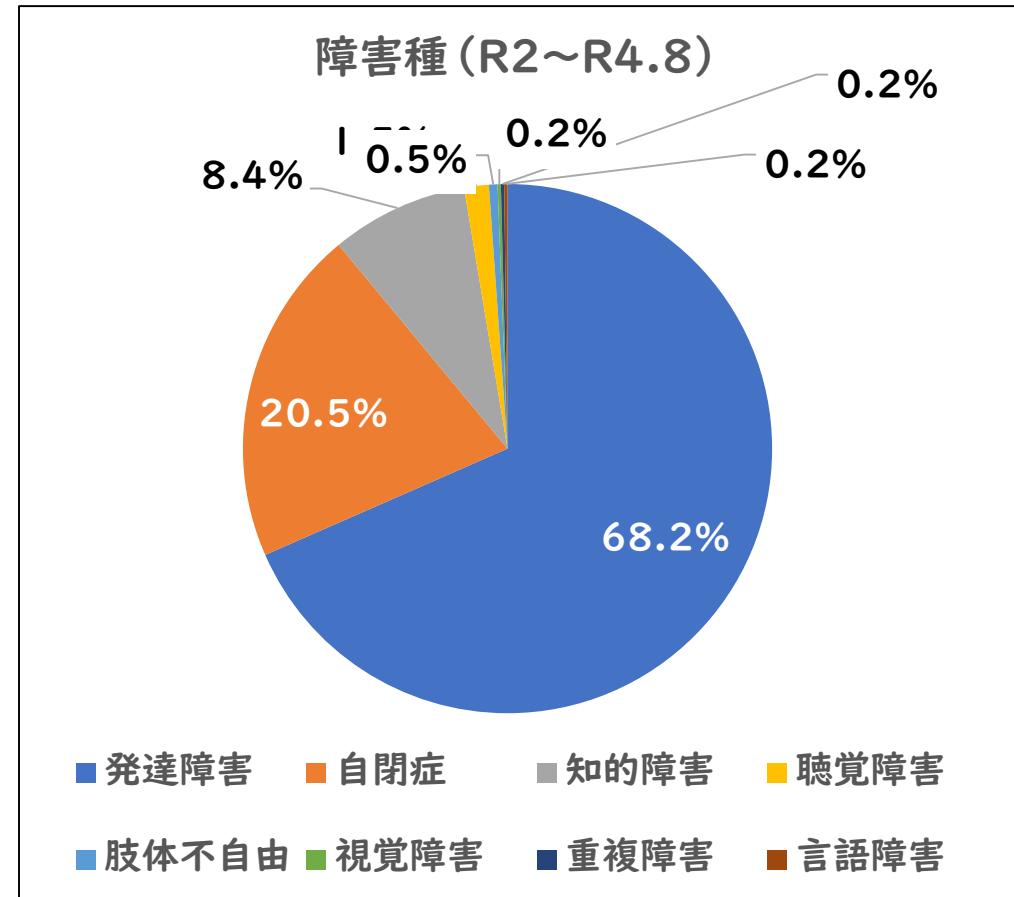
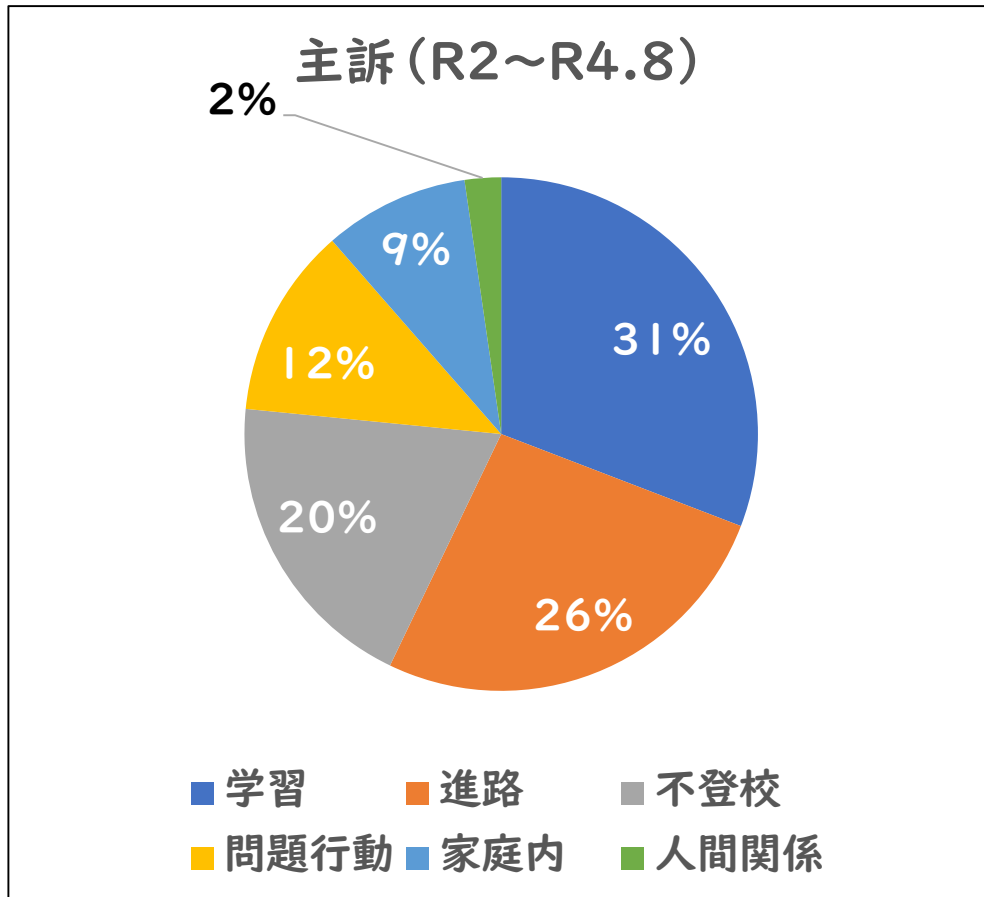
相談支援の件数 (R2~R4.8)



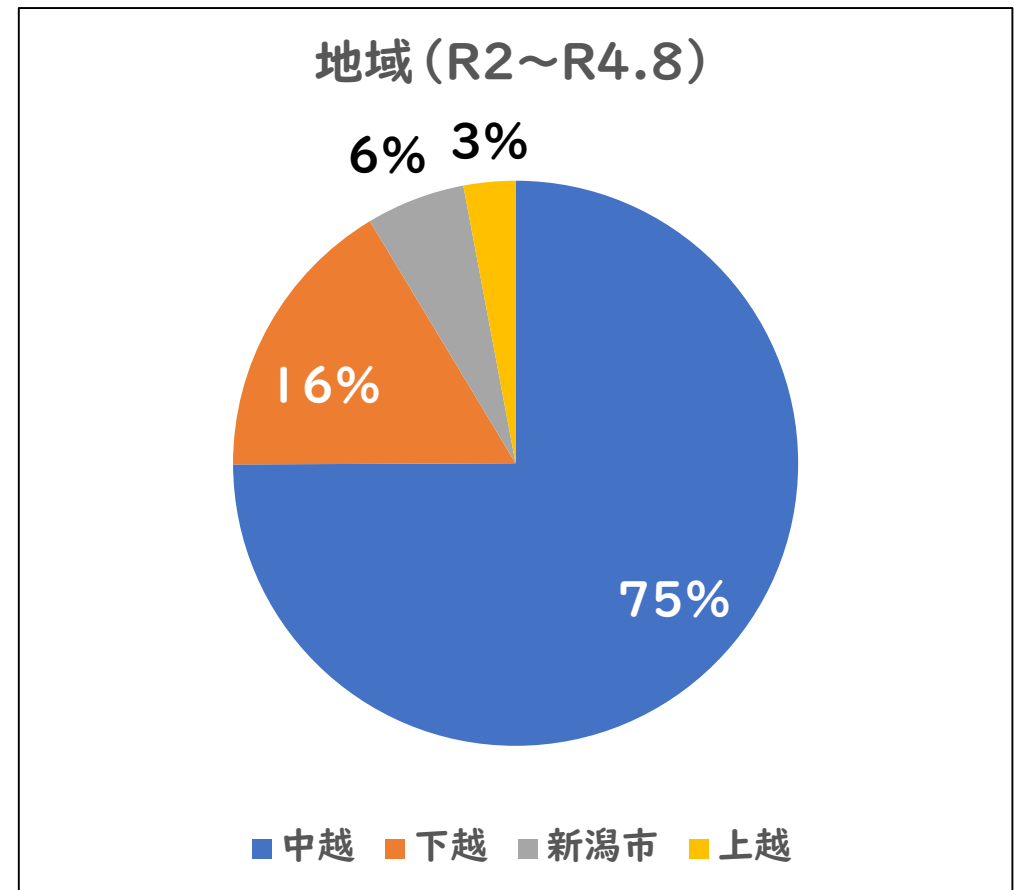
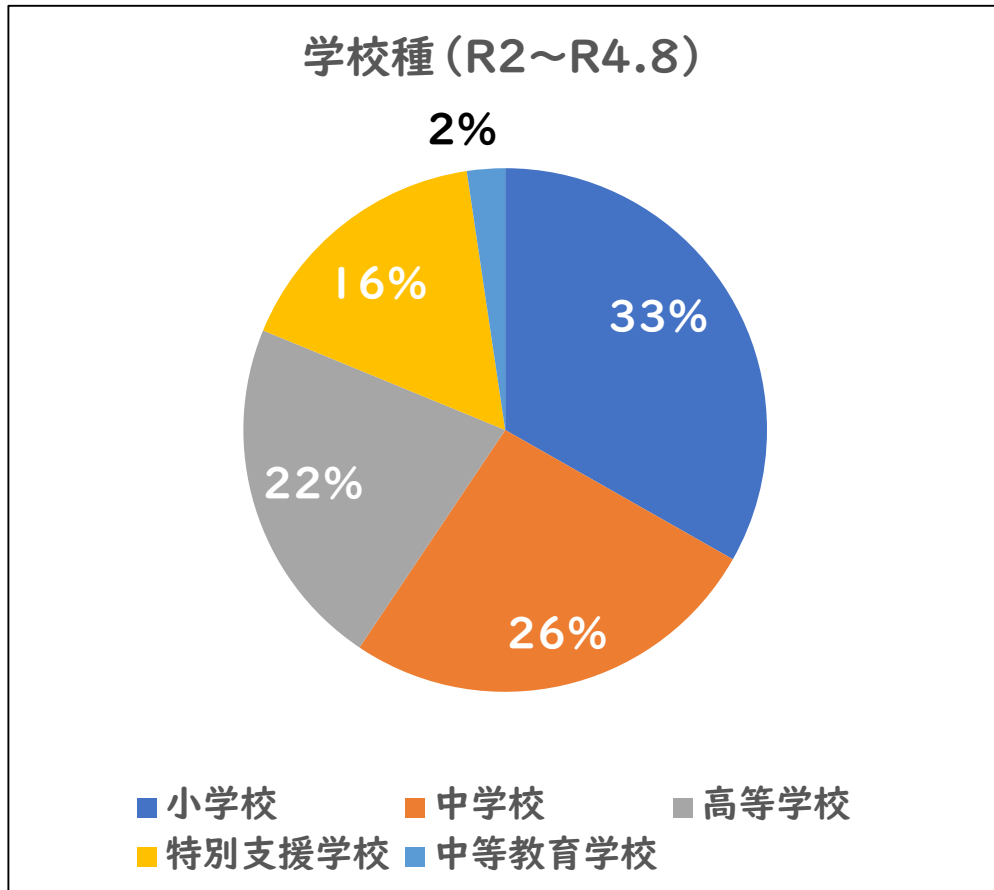
相談支援の結果



相談支援の結果



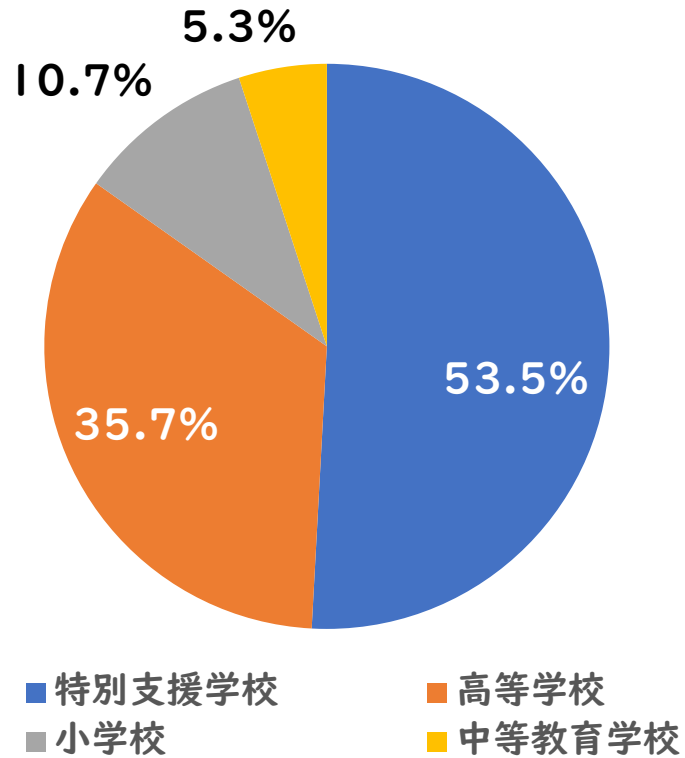
相談支援の結果



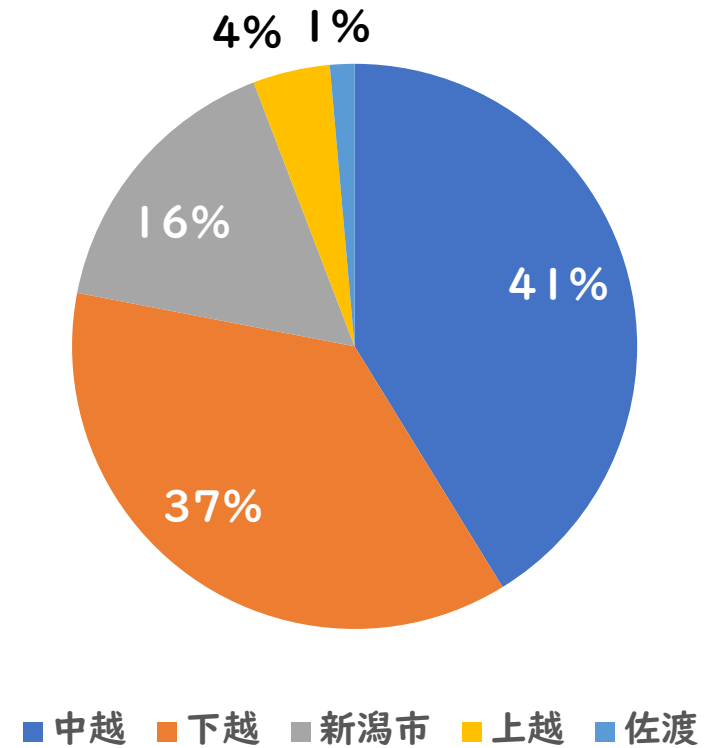
研修支援



学校種 (R2~R4.8)



地域 (R2~R4.8)



相談支援業務の課題



- 本県は県土が広大
- 継続的な来所相談及び出前教育相談が困難
- 義務籍と高校籍のコーディネーターを分けた研修
- 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における
異校種間での教育相談等の連携の難しさ

特別支援教育コーディネーター研修



【目的】

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等による切れ目ない支援体制の構築に向けて、校種の別を超えたコーディネーター間の関係性の構築を目指す。

特別支援教育コーディネーター研修



【具体的方策】

- ・特別支援教育の専門的知識を深め、特別支援教育コーディネーターとしての専門性や実践力を向上するため、様々な立場からの実績や経験の豊富な講師を選定し、講義や演習を実施する。
- ・異校種間で切れ目ない教育相談体制の構築に向けて地域別の校種混成グループを編成し、「切れ目ない支援の在り方について」の協議を実施する。

特別支援教育コーディネーター研修



【受講対象者】88人（3年間で266人の予定）

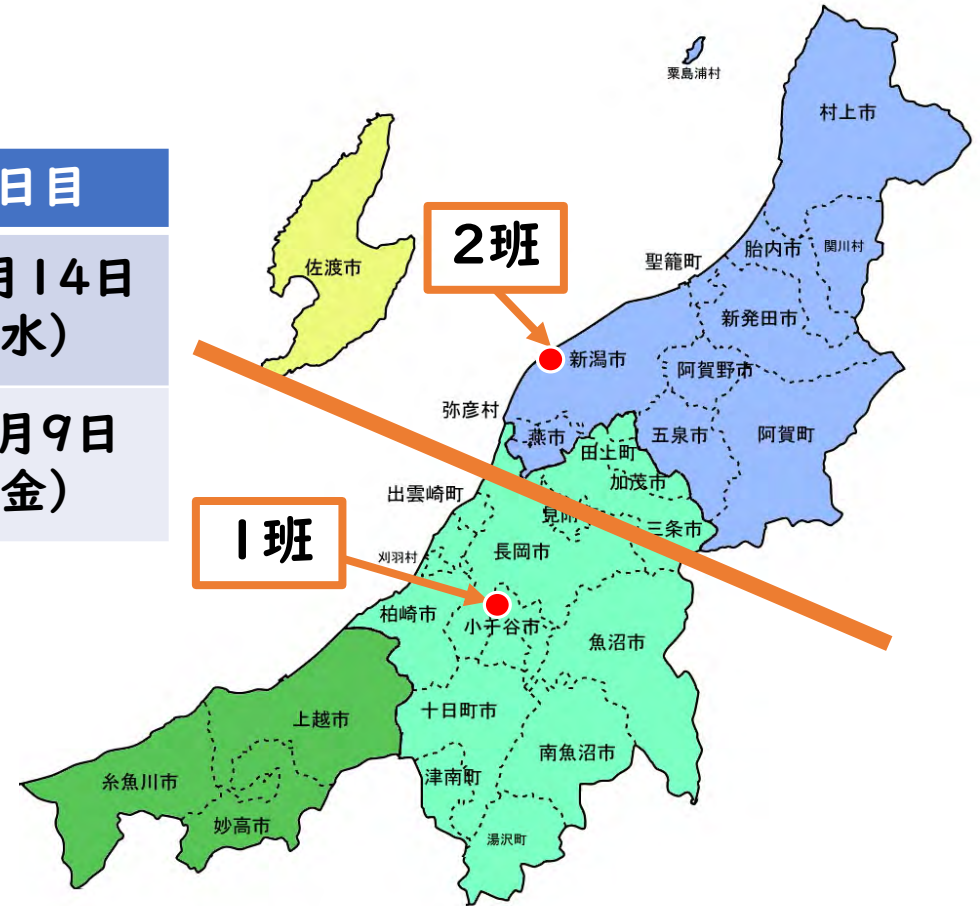
- ・令和4年度から全校種のコーディネーターを対象（3年間）
- ・19市からは小学校1人、中学校1人の2人選出
- ・10町村からは小学校又は中学校から1人選出
- ・全92校のうち30校の高等学校・中等教育学校から1人選出
- ・全36校のうち10校の特別支援学校から1人選出

特別支援教育コーディネーター研修



【日数・期日及び会場等】

	会場	1日目	2日目	3日目	4日目
1班	小千谷市の会場	5月31日 (火)	6月15日 (水)	8月30日 (火)	12月14日 (水)
2班	県立教育センター	5月27日 (金)	*勤務校 【Zoom】	*勤務校 【Zoom】	12月9日 (金)



特別支援教育コーディネーター研修



【1日目の研修の概要】

内容・講師等	概要等
講義・演習「特別支援教育コーディネーター概論」【Zoom】 国立特別支援教育総合研究所 主任研究員 真部 信吾 様	特別支援教育コーディネーターの役割、 求められる資質、保護者・家族支援、相談 支援について
講義「本県の特別支援教育の現状と課題」 義務教育課特別支援教育推進室	高等教育における特別支援教育の現状、 インクルーシブ教育システムの推進
協議「障害のある子どもを支える切れ目のない支援の在り方」 *校種混成グループ	各校のコーディネーターが顔を合わせて 現状と課題の情報交換

特別支援教育コーディネーター研修



【2日目の研修の概要】

内容・講師等	概要等
<p>講義・演習「行動障害のある障害児・者への支援の在り方」 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園発達支援課長補佐 星野 亜希子 様</p>	<p>自閉症スペクトラム症、行動障害、二次障害の理解や、効果的なチーム支援の在り方について</p>
<p>講義・演習「個別の諸計画を活用するために」 *小・中学校コース 小千谷市立総合支援学校 校長 稲田 真砂美 *高等学校・特別支援学校コース 県立新発田高等学校 教諭 木村 健太郎 県立西蒲高等特別支援学校 教諭 伊藤 宏之</p>	<p>小中学校での個別の諸計画の活用方法と支援会議の進め方、架空の事例検討による演習について 高校の特別支援教育の支援体制の整備、高等特別支援学校の移行支援に向けた諸計画の活用について</p>
<p>講義・演習「アセスメントを活用した配慮や支援の実際」 県立はまぐみ特別支援学校 校長 藤田 綾子</p>	<p>事例から考える子ども理解に向けたアセスメントの事例について</p>

特別支援教育コーディネーター研修



【3・4日目の研修の概要】

内容・講師等	概要等
【3日目】講義・演習「保護者との協働をするために」 新潟大学 教授 有川 宏幸 様	保護者等との連携・協働のための適切な伝え方や意思決定について
講義「福祉制度の理解と利用」 障害福祉課在宅支援係 係長 小越 礼子	障害福祉サービスの概要、障害児相談支援、県の相談支援について
【4日目】講義「自立と社会参加に向けた支援と課題」 新潟県発達障がい者支援センターRISE 主査 木村 吉秀	自立と社会参加に向けた生徒への支援方法の事例等について
発表・協議「実践発表および協議」 ※同一校種グループ／校種混成グループ	実践研修「切れ目ない支援体制の構築に向けて」の発表・協議

特別支援教育コーディネーター研修



<実践研修「切れ目ない支援体制の構築に向けて」の実践テーマ>

【小学校の受講者】(受講者25人)

- ・アセスメントを見直し、個別の諸計画の一層の活用と保小中連携
- ・中学校入学後を見据えた準備期間の充実を図るための切れ目ない支援の在り方
- ・児童・保護者が安心して就学できる支援体制の検討～情報の共有を目指した小中の連携～

【中学校の受講者】(受講者23人)

- ・小中連携特別支援教育部会の充実を目指した取組
- ・丁寧なアセスメントをもとにした支援(高等学校へのスムーズな引き継ぎを目指して)
- ・中高間の特別な支援に関わる連携について

特別支援教育コーディネーター研修



<実践研修「切れ目ない支援体制の構築に向けて」の実践テーマ>

【高等学校・中等教育学校の受講者】(受講者30人)

- ・他校種(中学、特別支援学校)と連携し、生徒のより良い支援体制を考える
- ・学校間の切れ目ない支援体制の構築に向けた「連携支援シート」の再検討について
- ・校内体制の見直しと、近隣校及び外部機関との連携の可能性を探る

【特別支援学校の受講者】(受講者10人)

- ・市町村の異なる学校間における連携について
- ・地域の学校との連携について
- ・支援者が繋がり、よりよい支援の共有のすすめ方



まとめ

(1) 成果

- ・県内各地域の全校種の特別支援教育コーディネーター集合
- ・悩みや連携した取組等についての協議
- ・同じ地域で互いに相談し合える関係性の構築
- ・受講者一人一人が実践研修のテーマを主体的に設定
- ・6～11月の間に関係機関と連携する実践
- ・児童生徒への支援が切れ目なく行えるよう異校種との連携のテーマ
- ・研修最終日に、同一校種及び校種混成のグループの受講者間で実践報告書を基に協議

まとめ



(2) 課題

- ・経験の浅い特別支援教育コーディネーターは、自校における教育相談等の対応は実施されることが多くなっているが、外部との連携が進まない
- ・特別支援教育コーディネーターには、児童生徒の障害や特性だけでなく、医療や福祉をはじめ、近隣の特別支援学校や児童生徒の前籍校などの幅広い視点から、適切な実態把握と支援方法を学校の実情に合わせて提案する力が求められる
- ・次年度は、様々な事例の演習を通して、教育相談等を外部と連携して進める実践的な研修を行う

【新潟県立教育センター】

地域のネットワークづくり に向けた取組



第46回 全国特別支援教育センター協議会研究協議会
(愛媛県大会)

浜松市の就学支援

浜松市教育委員会 指導課
教育総合支援センター
櫻井 利幸

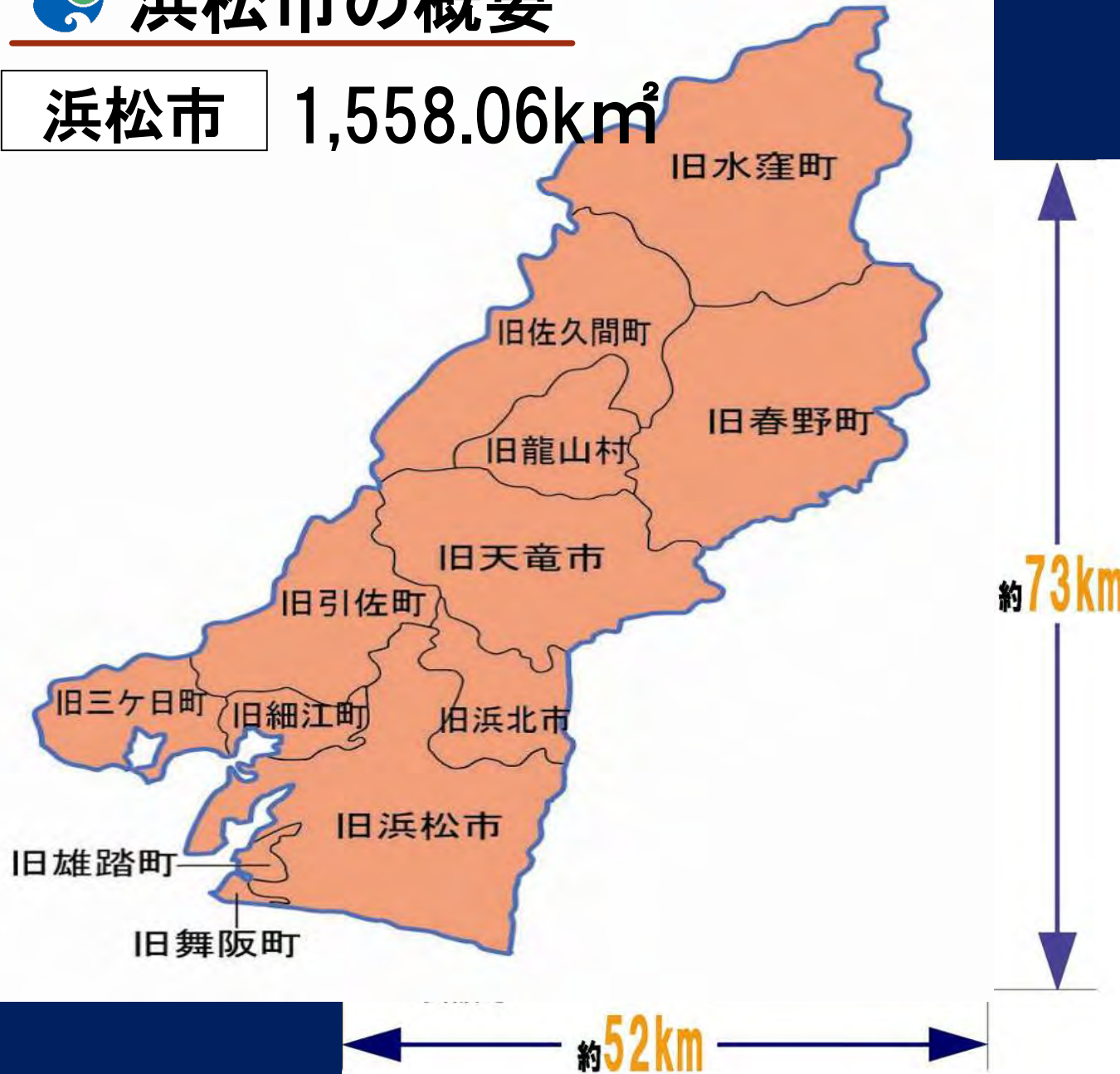
令和4年10月28日(金)

Hamamatsu City Board of Education



浜松市の概要

浜松市 1,558.06km²



浜松市の概要

国土縮図型の政令指定都市

- 大きな市域にあらゆる自然がある
- 豊かな開放空間



- 1 浜松市の就学支援
- 2 就学相談の流れについて

浜松市の発達支援学級数（令和4年度）

5

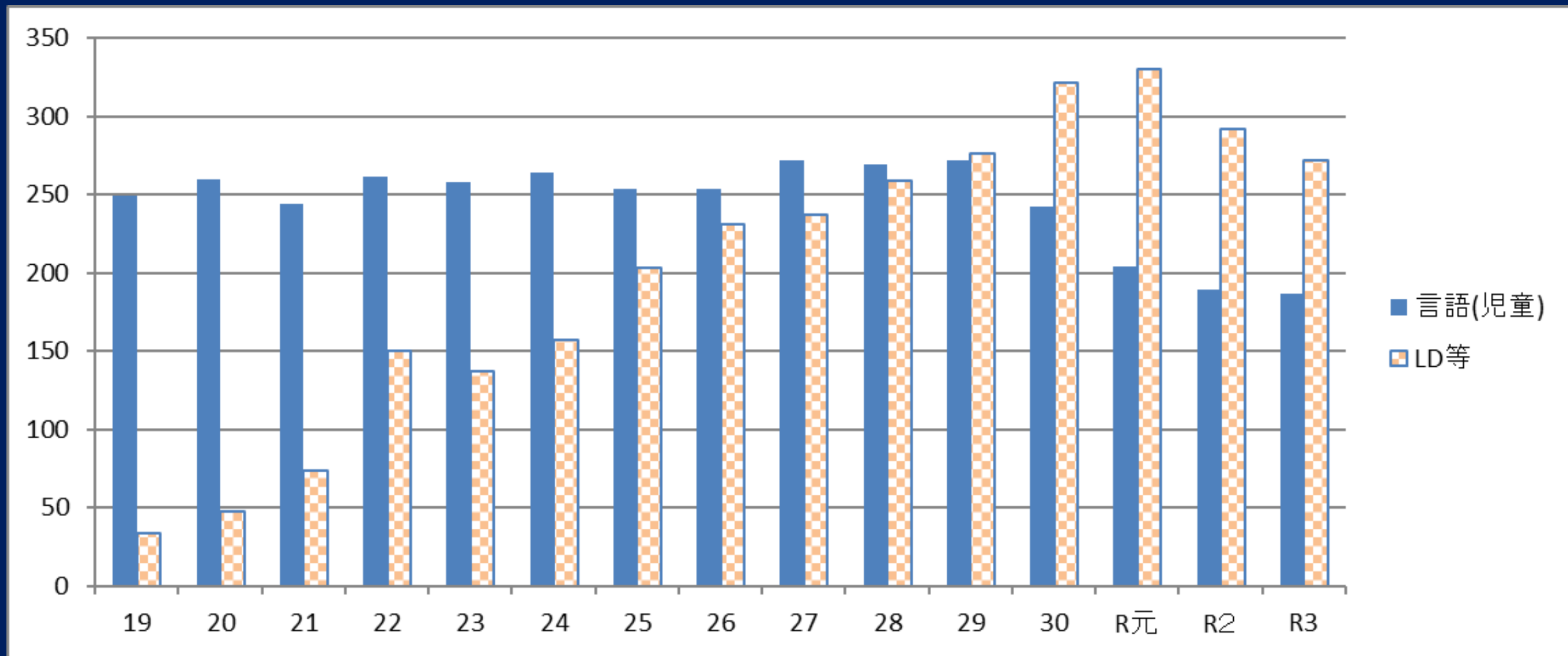
発達支援学級 学級数	小学校	中学校	合計(全体)
知的	148 (+12)	80 (+7)	209 (+19)
自・情	114 (+6)	49 (+6)	151 (+12)
弱視	0	0	0
難聴	2	1	3
病弱	1	1	2
肢体	3	2	5
合計(全体)	268 (+8)	133 (+13)	401 (+31)

内は、前年度との比較

浜松市の通級指導教室

6

入級者数の比較（H19年→R3年の変化）



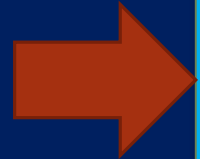
特にLD等のニーズが高まっている。

7

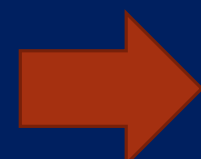
発達支援教育の現状（通常の学級）

通常の学級に在籍する発達障害の可能性がある小中学生

6.3%



6.5%



5.7%

平成14年

平成24年

令和2年調査

文部科学省 調査

市独自 調査

発達支援教育の現状

①発達支援学級の増加・支援を必要とするニーズの増加

⇒初めて支援学級、コーディネーターを担当する教師の増加

発達担任経験3年未満 小58% 中40% コーデ経験3年未満 小49% 中62%

②通常の学級の指導の難しさ

⇒発達障害、不登校、複雑な家庭環境等

③保護者の価値観の多様化、家庭の教育力、
地域の教育力の低下

◆保護者支援、家庭支援

◆医療 福祉 地域との連携

就学支援の現状①

新学齡児(幼児年長)

就学支援・就学相談の現状

令和4年度



発達支援グループでは、
発達の面で心配がある幼児
の保護者を対象に、就学ガ
イダンスを実施し、理解を
深めています。

浜松市教育委員会 指導課
教育総合支援センター
発達支援グループ



令和3年度 新学齢児の就学支援の動向

11



就学相談の実施人数
779人(+61人)



就学先の判断はどの
ようになったか？

適切な就学先は
最大の支援

令和3年度に就学相談を受けた幼児の判断結果(779名)

12

判断		人数	
通常	通常の学級	82	419 (54%)
	通常の学級（支援を要する）	334	
	通級指導教室（聴覚）	3	
発達支援学級	知的	157	272 (35%)
	自閉症・情緒	113	
	肢体不自由	2	
	難聴	0	
特別支援学校	知的	74	88 (11%)
	肢体不自由（重複含む）	13	
	聴覚	1	
	視覚	0	

就学支援の現状②

学齡児（児童・生徒）

就学支援・就学相談の現状

令和3年度

就学相談を受けた児童・生徒の判断結果(709名)

14

判断		人数 (%)	
通常の学級		49	49 (7%)
発達支援学級	知的	328	628 (89%)
	自閉症・情緒	300	
	肢体不自由	0	
	難聴	0	
特別支援学校	知的	29	32 (4%)
	肢体	2	
	聴覚	1	
	視覚	0	

就学支援の課題

① 就学教育相談者数の激増

→ニーズへの対応→インクルーシブ教育システム、医療的ケア等

→システムの見直し→R2より、各校1名以上の専門調査員選出

② 就学先の提案と保護者の意向の相違

→校内での面談や体験の在り方

→情報の共有（学び方、進路等）

③ 就学の支援ができない要支援児

→相談申込をしない保護者→家庭への支援

浜松市の発達支援教育の現状

- ▶ 発達支援学級数、在籍者数の増加
- ▶ ⇒特に「自閉症・情緒」「知的」
- ▶ 特別な教育的なニーズのある子供の増加
 - ⇒就学相談件数、巡回相談件数増加
 - 通級指導教室入級者



発達支援教育への期待

- 1 浜松市の発達支援教育
- 2 就学相談の流れについて

就学支援スケジュール（学齡児）

4月 5月

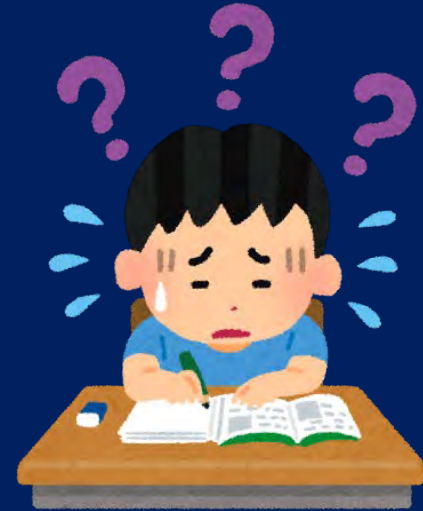
- 前担任からの引き継ぎ事項を確認する。

→学習や生活の困難さ、保護者の考え

- 学級で、学習や生活の様子を確認する。

- いろいろな支援を試みる。

☆ 家庭訪問等で、現在の様子を伝えたり、保護者からも家庭の様子聞いたりすることも重要。



6月

○ **第1回校内就学支援委員会**で判断を出す。

「発達支援学級が適当」

「特別支援学校が適当」

「通級利用が適当」

・ 臨時で保護者面談を実施し、学校の判断を伝える。
（伝え方には十分気を付ける）

・ 保護者に見学などを促す。必要に応じて本人の授業体験を実施する。
（促し方や実施のタイミングが重要）



7月



○ 個別面談の実施

・ 本人や保護者の意向を確認する

現在在籍している学級（学校）とは違う
就学先を希望もしくは迷っている



・ **浜松市就学相談（専門調査）の申し込み**
（8月上旬締め切り）

就学先の変更は考えていな
い



・ 今後も継続的に就学支援を
行って行く。
（教育相談や巡回相談等）

9₂₁月

○ 浜松市就学相談（専門調査）の実施

- ・ 専門調査員（自校、他校）によるもの
授業参観、担任との面談、保護者との面談

※特別支援学校を希望する場合、発達検査も行う。

（1年以内に行っている場合はやらない）



10
月

○浜松市就学支援委員会の結果が学校に届く

保護者面談を実施し、浜松市就学支援委員会の判断を伝える
→（必要に応じ）見学や授業体験を実施



11月中ま
でに

○保護者に来年度の就学先の意向を確定してもらう。

○校内就学支援の結果一覧を教育総合支援センター発達支援グループに提出する。

→発達支援学級へ入級の場合：（学校）発達支援学級入級承認申請書の提出

→保護者の署名が必要

→特別支援学校へ入学の場合：（学校）県教委への提出書類提出



10月中旬～12月上旬

第2回校内就学支援委員会

- ・ 今後、就学支援が必要な児童・生徒の話し合いが基本
- ・ 小5児童で中学入学の際にどのような就学先が考えられるか？
- ・ 小1児童で緊急性が高い場合 など



3学期

2月○特別支援学校、発達支援学級の
入学・入級説明会（保護者）



2月、3月

○第3回校内就学支援委員会



- ・今後、就学支援が必要な児童・生徒の話し合い
- ・特に次年度第1回校内就学支援委員会につないでいくための会議

3月

○幼保小連携 ○小中連携 とても重要！！

就学教育相談について

- ・まず**保護者の考え、子ども本人の思いを大切**する。
- ・見学・体験を十分に行い、**適応状態を保護者とともに共有**する。
- ・**進路**についても十分に保護者や本人と話し合いしておく。
- ・「就学支援・就学相談の手引き」に沿い、**確実な手続き**を行う。
- ・11月末までに次年度の就学先が決定するように計画的に**就学支援・相談**を行う。

就学相談の成果

- ・令和2年度から全ての学校に専門調査員を置いたことで専門調査員一人当たりの就学相談の負担が軽減した。
- ・支援が必要とみなした新学齢児の総数、就学相談に至った件数がそれぞれ過去最多となった。就学相談の重要さが周知されてきたと考えられる。
- ・通常の学級に在籍している児童・生徒のうち就学相談後、発達支援学級に転籍となった件数が過去最多となった。支援学級に対する理解が深まってきている。
- ・各小中学校に1名以上の専門調査員を置き、事前の研修を受けた上で、就学相談を行っている。実際の就学相談に関わる教員が増えたため、就学相談の流れを理解し校内就学支援委員会で適切な助言ができる等、チーム学校として専門性が高まっている。

就学相談の課題

- ・ 民間の園には、「就学相談が必要」と思われる園児を報告してこないケースがある。
- ・ 児童・生徒は保護者の理解や協力が得られず、就学教育相談を実施できずに、対応に苦慮している学校もある。
- ・ 発達支援学級が毎年約30学級増加している。それに伴い、担当教員の研修、教室空間の確保が課題となっている。

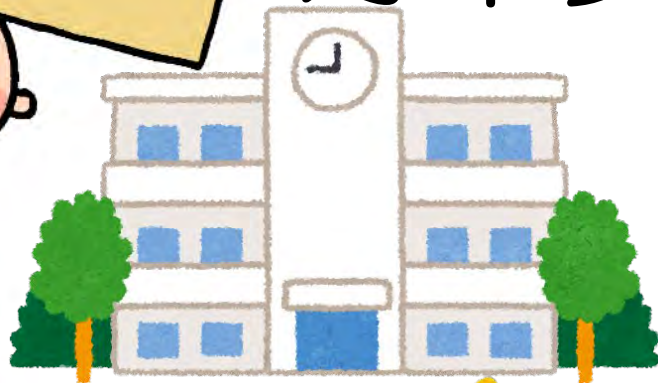
朝、「いってきます！」と言って出掛は
夕方、明るい笑顔で
「ただいま！」と帰宅すること、
これは当たり前のことかもしれません。



しかし、このような落ち着いた生活を送り、
社会や人とのつながりを持ち続けることに、
人が生きていく上での原点があるのです。

「社会自立をめざして」巻末より

令和4年度

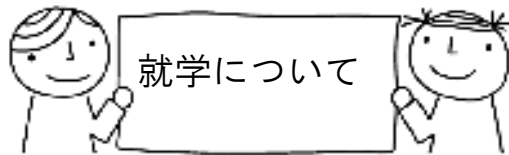


ガイダンス



浜松市教育委員会 指導課
教育総合支援センター
発達支援グループ





お子さんの就学先は、「浜松市における就学基準」に基づいて提案させていただきます。お子さんにとって、どのような教育が必要かを一番に考えて、就学先を判断してほしいと思います。毎日学校に通うのは、お子さん自身です。お子さんが笑顔で学習し、楽しく通うことができる環境を考えることが大切です。保護者の皆様が、特に心配される事柄に焦点をあて、Q&A形式でお答えします。

本日の
スケジュール

- Q1. 就学先の相談方法と小学校入学までの流れはどのようになりますか？
- Q2. どのような基準で就学先を考えればよいでしょうか？
- Q3. 学区についての決まりはありますか？
- Q4. 発達支援学級や特別支援学校の見学をする時には、どこに連絡をすればよいでしょうか？
- Q5. 交流について教えてください。
- Q6. 就学先はいつまでに決めればよいですか。その際、手続きはどうすればよいですか？
- Q7. その他、よくある質問は？
- Q8. 就学について心配なことは、どこに相談をすればよいですか？



就学先の相談方法と小学校入学までの流れはどのようになりますか？

	保護者	教育委員会
4月	<p><夏季就学教育相談の申込①> 各園等を通じて、夏季就学教育相談の案内と申込書を全員にお配りします。就学先について相談したい場合、各園等を通じてお申し込みいただくか、直接、教育委員会にご提出ください。</p>	<p><専門調査> 浜松市就学支援委員会の専門調査員が幼稚園や保育園等を訪問し、お子さんたちの様子を参観させていただきます。</p>
5月	<p>※浜松市のホームページからも案内と申込書を印刷できます。 <就学ガイダンスの申込と参加> 就学についての1年間の流れや発達支援学級・特別支援学校の説明を行います。QRコードで参加申込ができます。</p>	
6月～ 7月	<p><夏季就学教育相談の申込②> 浜松市教育委員会で、何らかの支援が必要かつ有効と考えられるお子さんについては、園を通じて再度「夏季就学教育相談申込書」をお渡しします。 夏季就学教育相談を申し込まれた方には、日時・会場をお伝えします。</p>	<p><浜松市就学支援委員会> 浜松市就学支援委員会において、医療・心理・教育の専門家が、夏季就学教育相談の結果に基づき、一人一人の教育的ニーズについて検討します。</p>
8月	<p><夏季就学教育相談> 夏季就学教育相談において、保護者の意向やお子さんの様子を伺います。また、お子さんと面接し、簡単な検査や行動観察を行います。その際、医療・療育で行った「発達・知能検査結果」等を参考にして相談することもできます。</p>	
9月～ 10月	<p><学校・学級見学> 提案について検討するために、就学先として考えられる学校や学級を見学することができます。見学を希望される方は、教育総合支援センターまでご連絡ください。</p>	
10月～ 11月	<p><意向調査提出> 11月上旬に「就学先の意向調査書」を提出していただきます。 <就学時健康診断> 就学時健康診断を受ける場所については、現在居住している学区の小学校もしくは就学先を希望している小学校になります。 ※特別支援学校へ入学を希望されている方は、就学時健康診断を免除することができます。その場合は、教育総合支援センターまでご連絡ください。</p>	<p><就学先の提案> 最も教育的効果が高いと考えられる就学先を書面にてお伝えします。</p>
<p><就学先の決定>11月末を目途に就学先を決定します。</p>		
12月～ 1月	<p><発達支援学級入級願提出> 発達支援学級への入級を希望する場合、「発達支援学級入級願」を記入し、提出していただきます。 ※自閉症・情緒障害発達支援学級への入級の場合、「診断書」を持っている方は、写しの提出をお願いします。</p>	<p><発達支援学級入級願送付> 発達支援学級への入級を希望される方に、「発達支援学級入級願」を送付します。 ※特別支援学校の手続きに関しては市教委から県教委に提出しますので、入級願の提出は不要です。</p>
1月～ 3月	<p><就学先との情報共有> 就学先の学校と入学後の支援内容等の相談ができます。 ※学校と相談する際、保護者が必要と思われる場合は、お子さんのかかっている医療・療育・教育等の担当者も同席できます。 <入学説明会> 就学先の学校の入学説明会に参加します。</p>	<p><発達支援学級入級承認書送付> 発達支援学級への入級が決定した方には、「発達支援学級入級承認書」を送付します。 <入学通知書> 就学先の「入学通知書」を保護者あてに送付します。</p>
4月	<p>入学式 ※入学通知書を必ずご持参ください。</p>	



どのような基準で就学先を考えればよいでしょうか？

学習の場は？

お子さんの教育的ニーズに応じて、特別支援学校、発達支援学級、通常の学級（通級指導教室を含む）の学習の場があります。

- ★特別支援学校 知的、肢体不自由、視覚、聴覚、病弱の種類があります。
※肢体不自由、病弱特別支援学校には、入院や在宅療養をしているため、学校に通えないお子さんのための訪問教育があります。
- ★発達支援学級 知的、自閉症・情緒、肢体不自由、難聴、弱視（H21年度より休級中）、病弱（浜松医大院内学級）の各学級があります。
※自閉症・情緒障害発達支援学級へ入級する場合、「診断書」「意見書」等を持っている方は、写しの提出をお願いします。
- ★通常の学級
 - +通級指導教室 ☆通常の学級に籍を置き、週に1回程度、教室に通って通級指導を受けます。
 - 言語（ことばの教室）の教室
→言葉の発達に遅れがある、発音に誤りがある、吃音があるなど、話し言葉に何らかの心配があるお子さんのための教室です。
 - LD(学習障害)、ADHD、高機能自閉症等の教室
→「読むこと」「書くこと」など特定の学習が苦手、落ち着きに欠ける、人とのやりとりが苦手なお子さんのための教室です。
 - 聴覚の教室（※静岡県立浜松聴覚特別支援学校で行います）
→聞こえに心配のあるお子さんのための教室です。

それぞれの学校・学級の違いは？

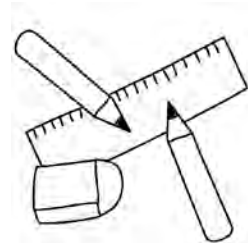
学校	1学級の人数	学習内容
★特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・1学級は6人までです。 ・障害が2つ以上重複するお子さんの場合は、3人に1人の担任です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の指導や生活単元学習や自立活動など特別な学習を取り入れ、自立に向けた学習を行います。 ・より専門的で丁寧な支援を受けられます。
★発達支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・1学級は8人までです。（浜松市の自閉症・情緒の学級については、1学級は7人までになる場合もあります。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんの実態に沿った個別の指導計画を作成し、国語、算数などの教科学習や生活の中で苦手な面を改善・克服を目指す自立活動等を行います。 ・お子さんの状態に応じて、通常の学級との交流および共同学習を行います。
★通常の学級	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基準では、小1～3年生は1学級35人までです。（R4年度より）その他の学年は40人までです。 ・浜松市では、より少ない人数で指導を行うために、小1～3年生は1学級30人まで、その他の学年は35人までの場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、小学校学習指導要領で決められた学年の目標や内容をもとに教科学習を行います

就学先を考えるポイントは？

☆「特別支援学校」と「発達支援学級」で迷ったら・・・

「発達支援学級」を選択する目安（課題とニーズ）

- ① 身辺処理（食事、排せつ、着替え）が自立している。
- ② ことばによるコミュニケーション（指示理解、言語表出）がとれる。
- ③ ある程度の時間、いすに腰かけて机上での学習ができる。
- ④ 文房具（のり、はさみ、えんぴつなど）が使用できる。

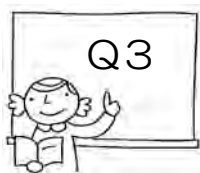


☆「発達支援学級」と「通常の学級」で迷ったら・・・

「発達支援学級」を選択する目安（課題とニーズ）

- ① 多人数よりも、少人数や個別での指導の方が指示や内容が理解でき、学習に参加できる。
- ② 刺激が多いと集中することが難しいが、少ない刺激の中であれば、自分に合った課題や進度で取り組み学習や活動に集中できる。

*教師の励ましや寄り添いの支援を多く受けながら、少人数や個別で学習することで、お子さんが自分で取り組む場面が増えます。そして、存在感、達成感、充実感、肯定感が持てると、子供たちは情緒的に安定します。これは子供だけではなく、大人も同じです。だからこそ、保護者の方が、お子さんに合った学習の場を選択することが大切になります。



学区についての決まりはありますか？

*原則として、教育委員会で定めた学区の学校へ就学することになります。

■静岡県立特別支援学校の学区■ 静岡県教育委員会において学区が決められています。

支援学校	学校種	学区	電話番号
◆浜松特別支援学校	知的単一	別紙参照	4 2 5 - 7 4 6 1
◆浜松みをつくし特別支援学校	知的単一		4 2 4 - 5 8 9 0
◆浜北特別支援学校	知的単一		5 8 0 - 3 3 7 7
	肢体不自由知的重複		
◆浜名特別支援学校	知的単一		5 9 4 - 5 6 5 8
	肢体不自由知的重複		
◆西部特別支援学校	肢体不自由知的重複	浜松市全域	4 3 6 - 1 3 7 0
	肢体単一		
◆浜松視覚特別支援学校	視覚	浜松市全域	4 3 6 - 1 2 6 1
◆浜松聴覚特別支援学校	聴覚		4 7 1 - 8 1 9 7
◆天竜特別支援学校	病弱		9 2 6 - 2 2 5 5

*特別支援学校の学区についてのお問い合わせは、浜松市教育委員会 教育総合支援センター 発達支援グループまで御連絡ください。

■浜松市立小中学校の学区■

浜松市教育委員会において学区が決められています。発達支援学級の学区については、別紙を参照してください。

*学区外就学について

「転居する予定がある」「兄弟が通学している学校へ通いたい」など、何らかの事情がある場合は、指定する学校以外への小学校への入学が許可されることがあります。

【発達支援学級の学区外就学】

教育総合支援センター発達支援グループ（電話：457-2428）にお問い合わせください。

【通常の学級の学区外就学（「通学区域制度の弾力的運用」「小規模特認校」などを含む）】

9月以降、教育総務課就学グループ（電話：457-2401）にお問い合わせください。なお、場合によっては学校の規模などにより締め切りや抽選等もありますので、早目にお問い合わせください。



Q4

発達支援学級、特別支援学校の見学をする時には、どこに連絡をすればよいでしょうか？

- ・見学を希望する場合は、教育総合支援センター発達支援グループ（457-2428）に連絡してください。教育委員会から学校に連絡をします。その後、保護者の方が学校と訪問日程等を直接調整してください。
- ・原則、学区の発達支援学級、特別支援学校の見学をしていただきます。
- ・お子さんを連れて見学される場合は、見学校と相談してください。
- ・体験については、見学後、各学校と相談してください。



Q5

交流について教えてください。

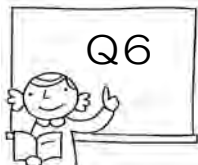


【発達支援学級と通常の学級の交流】

- ・お子さんの教育的ニーズ、保護者の希望、お子さんにとって教育的効果が上がると学校が判断した場合、通常の学級での「交流及び共同学習」を実施しています。
- ・浜松市では、各学年の授業時数の過半を発達支援学級で学習することを原則としています。また交流における学習評価は通常の学級での評価を参考とします。
- ・特別活動や学校行事、朝の会や給食など教科学習以外での交流を行うこともあります。
- ・入学後、お子さんの特性や発達段階、時期などを考えて、学校と相談してください。

【特別支援学校と居住地の小・中学校との交流】

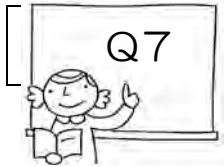
- ・特別支援学校のお子さんは、保護者の希望により、居住地の小・中学校を「交流籍校」として、「交流及び共同学習」を実施することができます。積極的に交流が図られるように働き掛けもしています。



Q6

就学先はいつまでに決めればよいですか？
その際、手続きはどうすればよいですか？

特別支援学校	<p>①11月上旬に「<u>就学先の意向調査</u>」を市教委に提出します。11月末までに就学先を決定します。</p> <p>②保護者に入学の意向を確認後、<u>県教委へ入学の手続き</u>を市教委が一括で行います。</p> <p>③2月1日までに特別支援学校の「<u>入学通知書</u>」が各家庭に郵送されます。</p>
発達支援学級	<p>①11月上旬に「<u>就学先の意向調査</u>」を市教委に提出し、11月末までに就学先を決定します。</p> <p>②市教委より「<u>発達支援学級入級願</u>」が郵送されます。</p> <p>③保護者が「<u>発達支援学級入級願</u>」に記入し、市教委へ提出していただきます。 ※学区外就学を申請する場合は「<u>学区外申請書</u>」も提出します。</p> <p>④2月1日までに「<u>入学通知書</u>」と「<u>入級承認書</u>」が各家庭に郵送されます。（Q1を参照）</p>



その他、よくある質問についてお答えします。家庭に郵送されます。

7 - ① 教育委員会との就学教育相談の際には、どんなことを聞かれますか？

- ・ お子さんの基本的な生活習慣の状態、身体的・精神的発達に関すること、家での様子、園での集団参加の様子、利用されている医療・相談機関、保護者の就学に関する考えや希望などを伺います。
 - ・ お子さんについては、相談当日、発達検査や行動観察等を行いながら、運動発達、言語・認知発達の状態について確認させていただきます。
- ※これらのことを基に、就学支援委員会にて、お子さんにとって適切な就学先を検討します。

7 - ② 就学後、学校や学級の変更についてはどのようになっていますか？

- ・ 年度途中の就学先の変更は、原則できません。
- ・ 入学後も適切な就学先について毎年検討します。お子さんの就学先の変更を希望する場合は、まず、学校の先生に相談ください。
- ・ 次年度の就学先変更のための就学教育相談は、9月以降に在籍する学校にて行います。

7 - ③ 発達支援教育に携わる教員等について教えてください。

- 専門性向上のための研修を受けた教員が発達支援教育に携わっています。平成30年度からは「発達支援教育推進教員」を採用し、発達支援教育を中心となって推進する教員の育成を行っています。
- ・ 教育センター→発達支援教育研修、新規発達支援学級担任研修、通級担当者研修、発達支援教育コーディネーター研修、スクールヘルパー研修…等
 - ・ 校内研修 ・ 浜松市教育研究会 ・ 国立特別支援教育総合研究所

7 - ④ 特別支援学校への就学を考えています。授業内容や1日の様子は？

- ・ 特別支援学校の教育課程は、児童生徒の発達段階や生活経験などを踏まえ、より実態に即した内容を中心に構成していることが大きな特色です。
- ・ 教科別指導（小学校：国語、算数、体育、音楽、図画工作等）と自立活動の他、子供の実態に応じて日常生活の指導、生活単元学習など特別な学習形態が組み込まれている学校もあります。

知的特別支援学校では見通しを持ちやすくするために時間割を工夫しています。

月	日常生活の指導	体育	国・算	生活単元学習	日生（給食）	自立
火	日常生活の指導	体育	国・算	生活単元学習	日生（給食）	音楽
水	日常生活の指導	体育	国・算	生活単元学習	日生（給食）	図工
…	…	…	…	…	…	…

知的特別支援学校（小学部）の時間割の例

7 - ⑤ 浜松市の小中学校で医療的ケアの必要な子供への対応は？

- ・ 浜松市では、医療的ケアの必要なお子さんに対し、小中学校に看護師を配置して医療的ケアを行っています。ただし、事前にお子さんの教育的ニーズや学校ができる支援（合理的配慮）について、教育委員会や学校と相談していただき、適切な就学先について検討する必要があります。まずは、早めに教育委員会に御相談ください。
- ※ 医療的ケアとは・・・たんの吸引、経管栄養、カニューレの管理、酸素吸入、導尿などの医療行為のことです。

7 - ⑥ 発達支援学級や特別支援学校の見学では、どこに注目をすればよいでしょうか？

- ・まずは、授業風景や支援の様子をご覧ください。次に教室環境（教室内の整え方や掲示物など）を見られるとよいでしょう。
- ・お子さんが入学した時のことをイメージして、見学されるとよいと思います。

7 - ⑦ 学童保育について知りたいのですが・・・？

- ・学童保育には、①地域の学校に隣接する「放課後児童会」、②受給者証を取得して利用する「放課後等デイサービス」と「日中一時支援事業」、③民間学童保育等、様々なタイプがあります。

※「放課後児童会」は、両親が共働きなどで不在になる家庭の子供が、放課後の時間を過ごす居場所です。新1年生を対象として各小学校で実施される就学時健康診断の会場で、放課後児童会からアナウンスがあります。その後、直接「放課後児童会」にお問い合わせください。不明な点がございましたら、教育委員会教育総務課（電話 457-2401）にお問い合わせください。

- ・「放課後等デイサービス」と「日中一時支援事業」については、相談支援事業所にご相談してください。

7 - ⑧ 通常の学級ではどんな支援が受けられるの・・・？

通常の学級は、児童35人程度に対して、担任の先生は1人です。そのため個別の支援には限りがあります。しかし、座席の位置を最前列にして、活動前、活動中の言葉掛けを増やしたり、一斉指示の後、個別に言葉掛けをしたりする支援が考えられます。また、書くことが苦手であれば、書き写す内容を吟味したり、量を調整したりすることも可能です。

お子さんの支援については、学校と連絡を密にして、学校で取り組むこと、家庭で取り組むことを明確にしておくことが大切です。

※学校との相談のうえ、通級指導教室の利用もできる場合があります。



就学先について心配なことは、どこに相談をすればよいですか？

就学先に関することは、浜松市教育委員会 指導課 教育総合支援センター 発達支援グループに御相談ください。

【連絡先】

浜松市教育委員会 指導課
教育総合支援センター 発達支援グループ
☎電話 : 053-457-2428

